

平成22年3月30日  
号外第3号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 規 則

- 工業等導入地区及び同意集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
(8・税務課) ..... 1

## 規 則

工業等導入地区及び同意集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 秋田県規則第八号

工業等導入地区及び同意集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

工業等導入地区及び同意集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則(昭和五十九年秋田県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

題名中「工業等導入地区及び」を削る。

第一条中「工業等導入地区及び」を削る。

第二条から第五条までを削り、第六条中「第四条第四項」を「第三条第二項」に、「第二条第二項又は第三条第一項」を「第二条第一項」に、「第四条第三項」を「第三条第一項」に改め、同条第一号中「法人税法施行規則」の下に「(昭和四十年大蔵省令第十二号)」を加え、同条第四号を削り、同条第五号中「第三条第一項」を「第二条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条を第二条とする。

様式第一号及び様式第二号を削る。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の工業等導入地区及び同意集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則第二条から第六条までの規定並びに様式第一号及び様式第二号の規定は、秋田県工業化等促進条例の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第十七号)附則第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例附則第三項の規定による改正前の工業等導入地区及び同意集積区域における県税の課税免除に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第三号)第二条、第四条及び第五条並びに附則第三項の規定による事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る県税の課税免除については、なおその効力を有する。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号